

意見書

平成 20 年 6 月 17 日

総務省情報通信政策局
放送政策課 御中

郵便番号 810-8571
住 所 福岡市中央区長浜 1 - 1 - 1
氏 名 九州朝日放送株式会社
代表取締役社長 権藤 瀧

「携帯端末向けマルチメディア放送サービス等の在り方に関する懇談会報告書」(案) に関し、別紙のとおり意見を提出します。

頁	行	意見の対象となる該当箇所	意見																		
4	14-15	<p>第1章 検討の基本的視点</p> <p>1 これまでの経緯</p> <p>2011年7月24日には、デジタル放送へ完全移行することが予定されている。</p>	<p>2011年7月24日には、デジタル放送へ完全移行する。(決定事項)</p>																		
15	17-20	<p>第2章 実現する放送</p> <p>・現在の地上放送と同様に、地域情報を提供する「地域向けの放送」も必要であること。この「地域向けの放送」については、現在のコミュニティ放送のように市町村等をサービスエリア(放送対象地域)とした放送と、複数の都道府県を一括りとした広域放送が考えられること</p>	<p>・広域放送は現状のラジオ聴取習慣を考えると広域に馴染む番組は少数と考えられる。テレビの九州ブロック番組の現状を見ても同様である。県域放送と広域放送の切り分けが必要と考えられ、広域は現状行われているネットワークによるものが妥当と考えられる。</p>																		
15	21-22	<p>・広告市場に一定の限界があり、特にラジオ広告市場が近年縮小傾向にあることを考えれば、有料放送を行えるようにすることが不可欠と考えられること</p>	<p>・福岡地区の地区投下額は02年度のボトムを若干超える水準で推移してきたが、07年度はこれをも下回った(下表)。</p> <div data-bbox="1352 865 1942 1278" data-label="Figure"> <table border="1"> <caption>地区投下 (推定値)</caption> <thead> <tr> <th>年</th> <th>投下額 (円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2001</td> <td>850,000</td> </tr> <tr> <td>2002</td> <td>750,000</td> </tr> <tr> <td>2003</td> <td>780,000</td> </tr> <tr> <td>2004</td> <td>780,000</td> </tr> <tr> <td>2005</td> <td>800,000</td> </tr> <tr> <td>2006</td> <td>780,000</td> </tr> <tr> <td>2007</td> <td>720,000</td> </tr> <tr> <td>08 予測</td> <td>700,000</td> </tr> </tbody> </table> </div> <p>このように広告市場が縮小傾向にあるからこそ有料放送はもちろん、アナログからデジタルへの移行等も含め現行ラジオ社の全般的な経営状況も考慮するべきと考える。</p>	年	投下額 (円)	2001	850,000	2002	750,000	2003	780,000	2004	780,000	2005	800,000	2006	780,000	2007	720,000	08 予測	700,000
年	投下額 (円)																				
2001	850,000																				
2002	750,000																				
2003	780,000																				
2004	780,000																				
2005	800,000																				
2006	780,000																				
2007	720,000																				
08 予測	700,000																				

<p>18-19</p>	<p>28-2</p>	<p>第3章 周波数の割当て</p> <p>1 サービスエリアにおける世帯カバー率</p> <p>マルチメディア放送については、従来の地上放送と同様に（注1）、より多くの国民にサービスが提供されるよう、当該放送を行う事業者には、サービスエリアにおいて「あまねく受信」できるように努めることを求めることが適当である。こうした努力義務に加え、「開始5年後に90%以上の世帯カバー率を実現すること」を、例えば、事業参入の際の条件にすること等により制度的に確保することも考えられる（注2）。</p>	<p>あまねくは現行ラジオ社は基幹放送として実施してきた。しかしながら、実態は都市型難聴取や家庭内の混信障害が著しくなっている。こういった場所での実質的な「あまねく」を実行するためには、難聴取対策としてのデジタル化も視野に入れる必要があり、その意味でのサイマル放送は大きな意義があると考ええる。</p>
<p>21</p>	<p>23-33</p>	<p>(1) 複数のチャンネルの割当ての要否</p> <p>ウ 「地方ブロック向け放送」の扱い</p> <p>「地方ブロック向け放送」は、地方ブロックごとに異なる番組を放送するものであり、地方ブロック同士で混信が生じないようにするため、特に隣接する地方ブロック相互間ではそれぞれ異なるチャンネルが必要となる。</p> <p>地方ブロックの地域内の周波数利用については、「全国向け放送」と同じように、その放送エリアのすべての放送局についてSFNを構築することが周波数の有効利用に資することとなるが、仮にSFN混信が発生した場合には、前述のとおり各事業者に割り当てられた周波数帯域幅を分割することや、他の地方ブロックで用いているチャンネルを用いることにより解決することも考えられる。</p> <p>こうしたことから、「地方ブロック向け放送」については、全国で複数のチャンネルを割り当てることを前提とするのが適当である。</p>	<p>その他、地方ブロック向け放送内での周波数の切り分けは効率的な運営を構築する上で事業者の裁量に任せることが肝要と考える。</p>

26	4-12	<p>3 新たな周波数割当て方法の検討</p> <p>(2) 「地方ブロック向け放送」の扱い</p> <p>この点、「地方ブロック向け放送」について、</p> <p>① 一の者がすべての地方ブロックで「地方ブロック向け放送」を行うこと、又は、すべてのブロックの申請者が連携して申請することを前提とする場合</p> <p>② 地方ブロックの区分けやその地方ブロック用のチャンネル（予備用のチャンネルを含む。）の利用条件を国があらかじめ定め、地方ブロックごとに放送事業者が申請する場合等を想定すれば、国が異なる地方ブロック間のチャンネル利用を個別に調整することは必要ではなく、放送事業者の創意工夫に委ねた「全国向け放送」に準じた仕組みを導入することも考えられる。</p>	<p>地方ブロックの区分けと同様に地方ブロック内の区分けも放送事業者の創意工夫に委ねることが肝要と考える。</p>
28	5-22	<p>第4章 制度の在り方</p> <p>1 定義等</p> <p>(2) 放送対象地域</p> <p>現在、放送法では、「同一の放送番組の放送を同時に受信できることが相当と認められる一定の区域」（第2条の2第2項第2号）を「放送対象地域」と定めており、同一の放送対象地域内において異なる番組を放送することは、基本的には想定されていない。</p> <p>この点、「全国向け放送」「地方ブロック向け放送」については、それぞれ「全国で同一の放送番組」「各地方ブロック内で同一の放送番組」を前提として、「全国」、「地方ブロック」を放送対象地域とすることが考えられる。</p> <p>しかしながら、マルチメディア放送において、事業者の自由</p>	<p>地方ブロック向け放送においても「マルチメディア放送において、事業者の自由な事業展開を最大限尊重する観点からは、国民のニーズに適う場合には、「地方ブロック向け放送」に割り当てた周波数により、「地方ブロックで同一の放送番組」を放送しながら、あわせて「県域向けの放送番組」を放送することも想定される。このため、こうしたことを可能とするよう、必要な制度整備を行うことが考えられる。」とすべきと考える。</p>

		<p>な事業展開を最大限尊重する観点からは、国民のニーズに適う場合には、「全国向け放送」に割り当てた周波数により、「全国で同一の放送番組」を放送しながら、あわせて「地方向けの放送番組」を放送することも想定される。</p> <p>このため、こうしたことを可能とするよう、必要な制度整備を行うことが考えられる。</p> <p>なお、「地方ブロック向け放送」の各事業者が連携等をして、「全国で同一の放送番組」を放送することは、「地方ブロック向け放送」を設けた趣旨を損なわない範囲で認めることが考えられ、このことは、現在、県域放送を前提としていわゆるネットワーク系列による全国同時放送が行われていることと同様である。</p>	
35	12-16	<p>3 事業規律</p> <p>(1) 番組関係</p> <p>ア 番組規律</p> <p>この点、従来から地上放送の重要な役割とされている災害時の放送については、マルチメディア放送についても同様の規律を設けることが適当であり、従来のアナログ放送との役割分担や、「地方ブロック」は従来の「県域」よりも広範囲であること等を踏まえつつ、視聴者保護の観点から、十分な検討を行うことが必要である。</p>	<p>従来のアナログ放送事業者がネットワーク系列で地方ブロック向けに災害時の放送を行うことの方が、より詳細・正確でかつ速報性に富むと考えられ、聴取者保護の観点からも必要である。</p>
36	4-12	<p>イ サイマル放送の扱い</p> <p>マルチメディア放送については、例えば「全国向け放送」ではBS放送やCS放送と同じ番組が、また、「地方ブロック向け放送」ではアナログラジオと同じ番組が放送されることも考えられる。</p>	<p>現行のアナログラジオ放送事業者が、これまでのノウハウを活かし、デジタル放送とのサイマル放送を行うことは、難聴取対策の意味から大きな意義があり聴取者保護の観点から重要と考えられる。</p>

	<p>こうしたサイマル放送については、マルチメディア放送において、国民のニーズを反映した自由な事業展開を可能とするため、特段の制約を設ける必要はないと考えられる。</p> <p>ただし、サイマル放送が過度に増えることは、マルチメディア放送の新規性の観点から好ましくないことから、例えば、事業者の比較審査の際に新規コンテンツを盛り込んだ放送を多く有する者を優遇すること等も考えられる。</p>	<p>また、アナログテレビジョン放送事業者がデジタル移行に伴い、データ放送等さまざまな施策を講じていることを考えると新規ビジネスの観点からも現行のアナログラジオ放送事業者が単なるサイマル放送や将来の移行のみの取組を行うとは到底考えられない。</p>
--	---	--